

2025年2月10日号 育児介護休業法が改正されます!

1分でわかる! 会社を成長させるための 桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。 桑原事務所の石原です。

今回は、育児介護休業法の改正についてお知らせします。

育児関係については2023年より大規模な改正が行われましたが、この度の改正では介護休業関係も含まれています。

現在、日本では3人に1人が75歳以上となり、「超高齢化社会」といわれるようになりました。高齢者・介護施設の不足等により在宅介護を余儀なくされ、仕事をしながら自宅で介護をせざるを得ない正規労働者の割合が40代以降で増加傾向にあります。さらには、介護を理由に離職する労働者、いわゆる「介護離職」も年間11万人と言われ年々増加しています。働き盛りのベテラン従業員に退職されては、会社は大きな痛手を負うことにもなりかねません。

この度の改正点を踏まえて、さまざまな措置や取り組みを通じて仕事と育児・介護の両立を促し、いっそう働きやすい環境への改革を目指しましょう。

主な改正点は以下の通りです。

① 子の年齢に応じた**柔軟な働き方**を実現するための措置の拡充(令和7年10月1日施行) (抜粋) 厚生労働省リーフレット「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/002006528.pdf

## **重要な働き方を実現するための措置等**

義務 就業規則等の見直し

- (1)育児期の柔軟な働き方を実現するための措置
  - ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの**選択して講ずべき措置**の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
  - ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
  - ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

## 選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇 (養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注:②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

## (各選択肢の詳細)

- ① 始業時刻等の変更:次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しない)
  - ・フレックスタイム制
  - ・始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ② テレワーク等: 一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等:保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの
  - (ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④ 養育両立支援休暇の付与:一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度:一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの
- ② **育児休業の取得状況の公表義務**の拡大や**次世代育成支援対策**の推進・強化(令和7年4月 1日施行)
- ③ 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等(令和7年4月1日施行)

今後も、育児や介護に関する情報を随時お届けしてまいりますので、ぜひご覧ください。 ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井1143-1

TEL:0835-22-6706 FAX:0835-26-0023 MAIL: info@kuwasr.net

MAIL. IIIIO@KUWASI.HEL



**@KUWAHARA.SR** 

桑原事務所インスタグラム

https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D

